

大社文化プレイスうらら館 利用料金一覧表

令和8年4月1日以降ご利用分(令和8年4月1日以降承認分)

施設利用料 + 設備・器具利用料 + 冷暖房料 = お支払い総額

【施設利用料金表】

(消費税込み、単位：円)

施設名	料金区分								延長料金		
			午前	午後	夜間	午前～午後	午後～夜間	全日	8～9時	12～13時	17～18時
			9～12時	13～17時	18～22時	9～17時	13～22時	9～22時			
だんだんホール	基本利用料	平日	20,400	27,200	32,600	40,800	52,000	70,700	10,200	6,800	8,150
		土日祝	24,400	32,600	39,100	48,900	62,400	84,800	12,200	8,150	9,775
	10割加算	平日	40,800	54,400	65,200	81,600	104,000	141,400	20,400	13,600	16,300
		土日祝	48,800	65,200	78,200	97,800	124,800	169,600	24,400	16,300	19,550
第1楽屋 第2楽屋	基本利用料		600	800	900	1,200	1,500	2,000	300	200	225
	10割加算		1,200	1,600	1,800	2,400	3,000	4,000	600	400	450
第3楽屋 第4楽屋	基本利用料		1,200	1,600	1,900	2,400	3,000	4,100	600	400	475
	10割加算		2,400	3,200	3,800	4,800	6,000	8,200	1,200	800	950
ごえんホール	基本利用料	平日	11,400	15,200	18,200	22,800	29,000	39,500	5,700	3,800	4,550
		土日祝	13,600	18,200	21,800	27,300	34,800	47,400	6,800	4,550	5,450
	10割加算	平日	22,800	30,400	36,400	45,600	58,000	79,000	11,400	7,600	9,100
		土日祝	27,200	36,400	43,600	54,600	69,600	94,800	13,600	9,100	10,900
第1会議室	基本利用料		2,100	2,800	3,300	4,200	5,300	7,200	1,050	700	825
	10割加算		4,200	5,600	6,600	8,400	10,600	14,400	2,100	1,400	1,650
第2会議室	基本利用料		2,100	2,800	3,300	4,200	5,300	7,200	1,050	700	825
	10割加算		4,200	5,600	6,600	8,400	10,600	14,400	2,100	1,400	1,650
第3会議室	基本利用料		3,600	4,800	5,700	7,200	9,100	12,400	1,800	1,200	1,425
	10割加算		7,200	9,600	11,400	14,400	18,200	24,800	3,600	2,400	2,850
だんだんテラス	基本利用料		1,800	2,400	2,800	3,600	4,500	6,200	900	600	700
	10割加算		3,600	4,800	5,600	7,200	9,000	12,400	1,800	1,200	1,400

① 料金区分について

- (1) 入場料、その他これに類する料金（受講料、参加費等）を徴収してご利用される場合は、基本利用料の10割相当額を加算します。
- (2) 営利を目的として利用される場合は、基本利用料の10割相当額を加算します。この場合、入場料を徴収する場合であっても(1)は適用しません。
- 営利とは、個人や団体等が何らかの利益を得ることを目的として利用する場合とします。ただし、それらの場合であってもその内部のみを対象とする利用は非営利となります。

② 延長料金について

この表に定める区分の時間を超えて利用するときは、1時間に限り延長することができます。この場合の料金は、施設利用料金表（延長料金）に掲げる額とします。

③ 準備、片付け及びリハーサル利用について

だんだんホール・ごえんホールを準備、片付け及びリハーサルのために利用する場合（本番の日は除く）は、当該利用料（上記①加算額、②延長料金を含む）の半額とします。ただし、準備、リハーサルについては本番の前日から起算して7日以内、片付は本番の翌日に利用する場合とします。

④ 冷暖房料について

実際に冷暖房を利用した区分及び延長時間の基本利用料（上記①の加算額を含まない）の3割相当額とします。

⑤ 設備器具利用料について

設備器具利用料は、午前・午後・夜間の各区分ごとに1回として計算します。